

[事案 23-140] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 7 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に、募集人に説明義務違反があったとして、契約を無効とし、払い込んだ保険料の返還もしくは運用期間終了後の受取方法について 5 年での年金受取総額保証を求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 7 月に募集人（銀行員）から勧められ、母を法定代理人（親権者）として、年金受取総額保証付変額個人年金に加入した。しかし、以下のとおり、契約にあたり募集人に説明義務違反があったことから、契約を無効として払い込んだ保険料の返還もしくは運用期間終了後の受取方法を 5 年での年金受取総額保証にしてほしい。

- (1)パンフレットには、運用期間満了時点で年金原資が元本を下回った場合には、15 年の年金受取総額保証となる旨の記載があるが、目立たない小さい青い字で書かれており、その旨の説明は受けていない。
- (2)当該資金は、娘が大学進学した時の学費に充てるとの希望を伝えていたので、15 年の年金受取総額保証であるということは理解していなかったし、そのことを知っていたら契約はしなかった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)15 年の年金受取総額保証であるということは、本商品においてとくに重要な内容であるので、募集人は間違いなく申立人の父母に説明をしており、パンフレットも問題のあるものではない。
- (2)契約時に、申立人の父母から当該資金は娘が大学に進学した時の学費に充てる旨の説明があったとの事実はない。申立人の父母は、目標値を 130%と設定していることから明らかのように、本件商品の運用成果に期待して加入したのであり、学費に充てるという話が出ていたら募集人は本件商品を勧めることはしなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法 4 条 2 項による不利益事実の不告知を理由とした契約の取消し、民法 95 条による錯誤無効の主張であると解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の父母、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1)消費者契約法 4 条 2 項の不利益事実の不告知について

①申立人の父親に対する事情聴取における説明では、募集人が元本割れの場合の保障に

ついて説明をしなかったということを積極的に認定することは困難である。

- ②また、申立人の父親は本件商品は元本が変動し、利益を得ることもあれば、損をすることもある商品であることを認識していたと述べているので、上記のニーズが申込当時明確にあるならば、元本保証の具体的な内容を聞くはずであるが、これをしていないことを認めており、明らかに説明がなかったのか、説明はあったが、その時点では重要ではないと考えて聞き流したのかは不明ということになる。
- ③一方、本件商品は、数ある変額個人年金保険の中で、「15年の年金であっても元本が保証されること、一括受取の場合も元本の90パーセントは保証されること」が特徴で、セールスポイントの商品であるから、これを説明しなかったということは、他に特段の事情のない限り、通常は考えにくい。
- ④よって、本件においては、募集人が元本保証の条件の説明を怠ったと認定するまでには至らず、消費者契約法に基づく取消を認めることはできない。

(2) 錯誤について

- ①申立人（実際には代理人親権者）に錯誤があったか否かが不明であるが、申立人の父親は本件商品が運用により変動するリスク商品であることを認識しており、また、募集時の説明に実際に用いたパンフレットには、目標値に達しない場合の元本保証の記載が直ぐ目につく場所にあることから、もし、元本保証に関心の重点があるならば、その記載を見るはずである。
- ②確かに15年の年金という記載は小さな文字で読みにくいのは事実だが、元本保証の内容を知ることは極めて容易であったと言わざるをえない。
- ③従って、仮に申立人（親権者）に錯誤があったとしても、この錯誤は重大な過失によるものであり、民法95条ただし書きにより無効を主張できない。

【参考】

消費者契約法 第4条

第1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

第1号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

第2号 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

第2項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。